令和８年（フ）第４８７号
岡山県玉野市田井２丁目11番18号
債務者　小倉　敏夫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９号
広島県福山市郷分町728番地１　Ｋ団地17
債務者　山手　裕美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第６５号
山口県下関市長崎町１丁目２番20号　市営改良11―1201号
債務者　松並　重輝
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
徳島県小松島市中田町字蛭子ノ本96番地の５
債務者　鳥井　美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
徳島県美馬市美馬町字天神99番地１　レジデンスセレネＢ105
債務者　滝川　伊吹
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第８５号
愛媛県西条市北条1539番地１　東予マンション302号、前住所大阪府堺市竹城台２丁目１番１―212号
債務者　野久　晃稔（旧姓：藤田）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１９号
高知県安芸郡田野町2723番地21　淘涛西団地２号棟、住民票上の住所高知県安芸郡田野町2723番地21
債務者　齊藤　千夏
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
大分市高江中央２丁目24番地の６
債務者　佐藤　寛祥
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４００号
大分市都町３丁目２番４号　ニュー井上ビル402
債務者　姫野　数一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１６号
大分市大字羽田768番地の１　ＮＳＫ１号館103
債務者　大木由美子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０２号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅104棟27号
債務者　古川　伸子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０号
宮崎県日南市大字殿所1187番地２
債務者　谷口　　治
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１３０号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番３―206号県営住宅、前住所宮崎県延岡市本町１丁目２番地６
債務者　木佐貫作郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４３号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所10641番地１　杉の谷団地５号棟、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸8838番地３
債務者　長田　隆利
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４３号
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田140番地２　コーポシービューハイツ201号
債務者　久保木寿一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１９２号
福島県郡山市熱海町高玉字南泥布沢２番地の97、前住所神奈川県川崎市川崎区南町５番地９　サウスアーバン　201
債務者　佐藤　彩乃
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係